



第二期成年後見制度利用促進基本計画と 総合的な権利擁護支援策の充実について

令和5年3月

令和4年度全国介護保険・高齢者保健
福祉担当課長会議

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課成年後見制度利用促進室

成年後見制度の概要と取組経緯

1. 制度の概要

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に誕生した制度であり、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。
- 「法定後見制度」は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組みである。

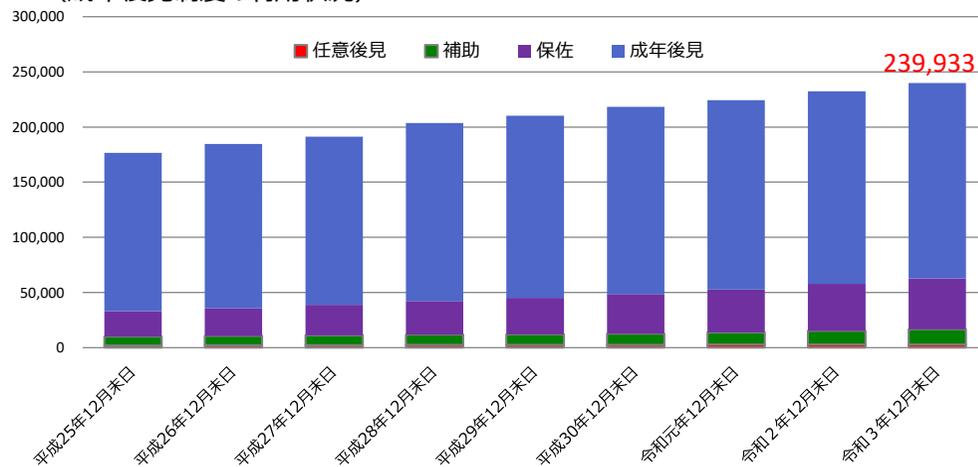
2. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(議員立法)が成立。平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画(期間はH29～R3年度の5年間)を閣議決定。

※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人(推計)に、令和7年には約700万人になる見込み。

- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

(成年後見制度の利用状況)



※ 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より、厚生労働省成年後見制度利用促進室にて作成。

3. 基本計画の見直しについて

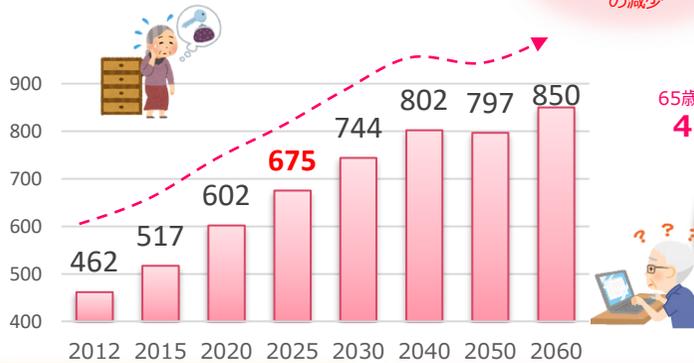
- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。
- 専門家会議6回(3つのWGで合計13回)の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施(12月22日公表)。令和4年1月21日から2月18日までにパブリックコメントを実施。令和4年3月25日に第二期基本計画を閣議決定。

多様な主体の参画による権利擁護支援策の充実が必要な背景

人口構造の変化等に伴う権利擁護支援の利用ニーズの増加

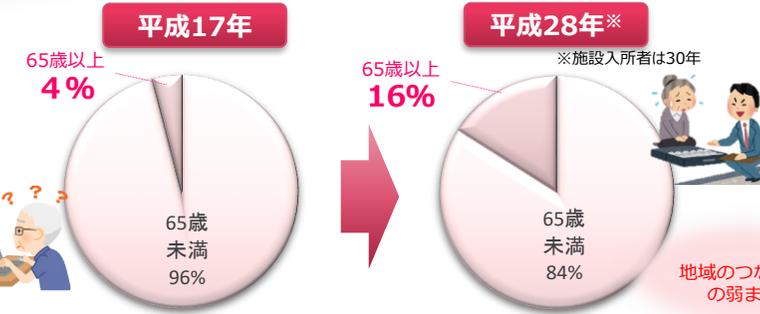
◆ 人口動態及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化する中で、今後、更なる増加が見込まれる認知症高齢者や単身・独居や高齢者のみの世帯、親亡き後の障害者等の生活をどのようにして支えていくかが大きな課題。また、コロナ禍を通じて、孤独・孤立等の問題に直面する方々が世代にかかわらず存在することが浮き彫りに。

認知症高齢者の増加



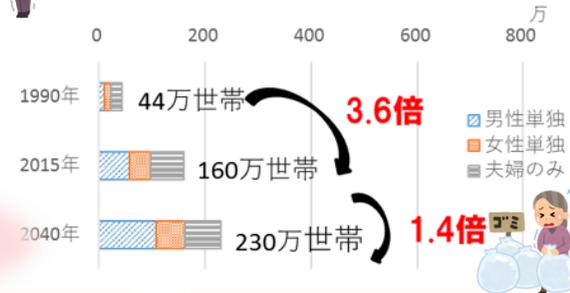
知的障害者の高齢化

生産年齢人口の減少



日頃のちょっとした手助けが得られない世帯の見通し

日頃のちょっとした手助けが得られずときに生活支援等が必要と思われる世帯



少子高齢化

人口減少

課題の複合化・複雑化

社会的孤立・社会的排除

地域の福祉力の脆弱化

国内外の動向や社会福祉理念の変化等への対応

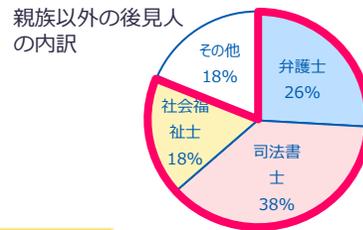
◆ ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視など国内外の動向や社会福祉理念の変化等へ適切に対応していくことが必要

- 2000年 介護保険制度、民法改正による成年後見制度の施行
- 2006年 高齢者虐待防止法施行
- 2012年 障害者虐待防止法施行
- 2014年 障害者の権利に関する条約 批准
- 2016年 成年後見制度利用促進法 施行
- 2017年 第一期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定
- 2022年 第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定



権利擁護支援を支える方策の限界

◆ 判断能力が不十分な者の権利を適切に擁護するための方策として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があるが、専門職など担い手の人数には限りがあり、それらの枠組のみで今後の利用ニーズの増加に対応していくことは困難



日常生活自立支援事業の実施上の課題	割合 (%)
財源の確保	46
専門員の業務負担	44
生活支援員の確保と活動支援	42
専門員の体制不足	40

n=47都道府県

出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況をもとに作成。」

出典：「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業報告書（令和3年3月公益社団法人日本社会福祉士会）」をもとに作成

権利擁護支援の地域連携ネットワーク関係者の取組や連携強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな権利擁護支援の仕組みが必要

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

—地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進—

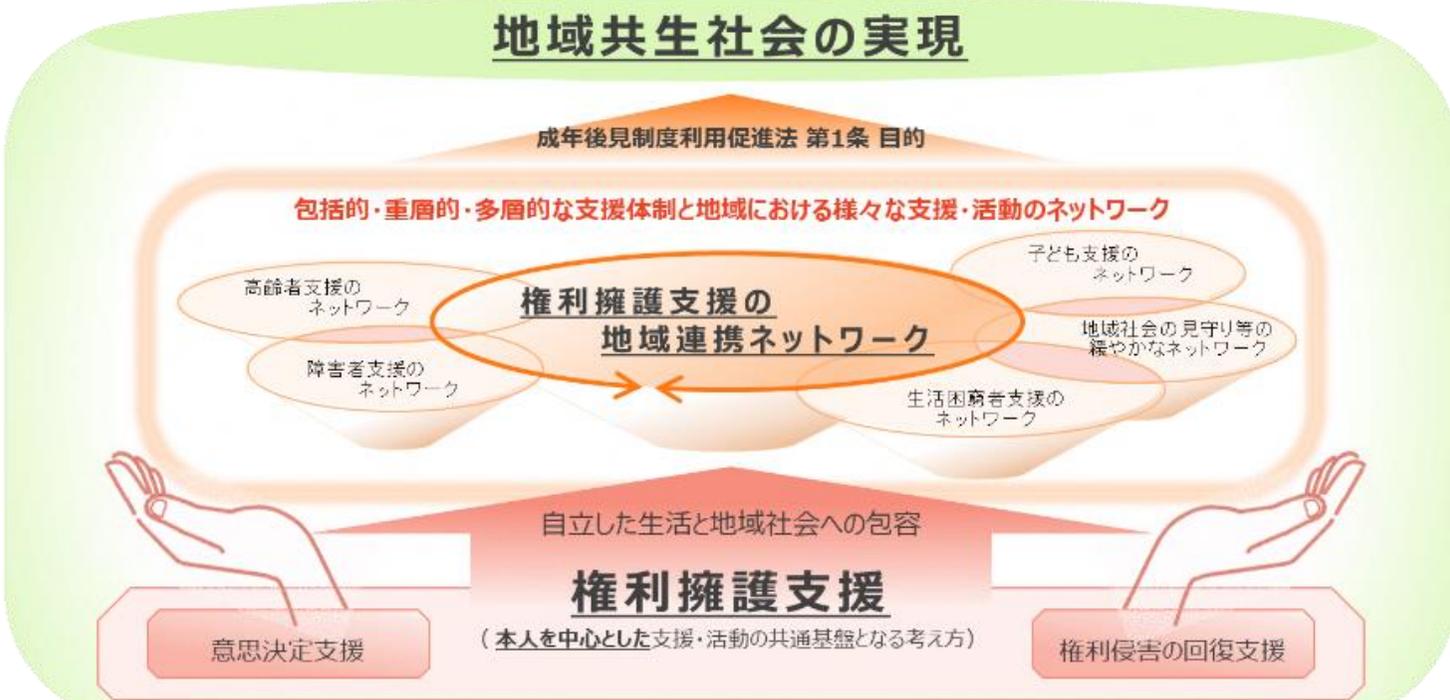
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、**地域共生社会の実現という目的に向け**、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「**権利擁護支援**」を**位置付けた上で**、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの**成年後見制度利用促進の取組をさらに進める**。

権利擁護支援

- ・ **意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における**権利侵害からの回復し支援を主要な手段として**、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における**本人を中心にした支援・活動の共通基盤**である。

成年後見制度利用促進

- ・ 利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。**単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すもの**である。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 —成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実—

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

令和4年度予算額 38百万円 → 令和5年度予算案 98百万円

- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実地している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」を通じて、実践事例の把握や分析・検討を進めている。
- **初年度である令和4年度は10自治体**が実施。**令和5年度は実施自治体数を35自治体に拡大**し、総合的な権利擁護支援策の構築に向けた各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業

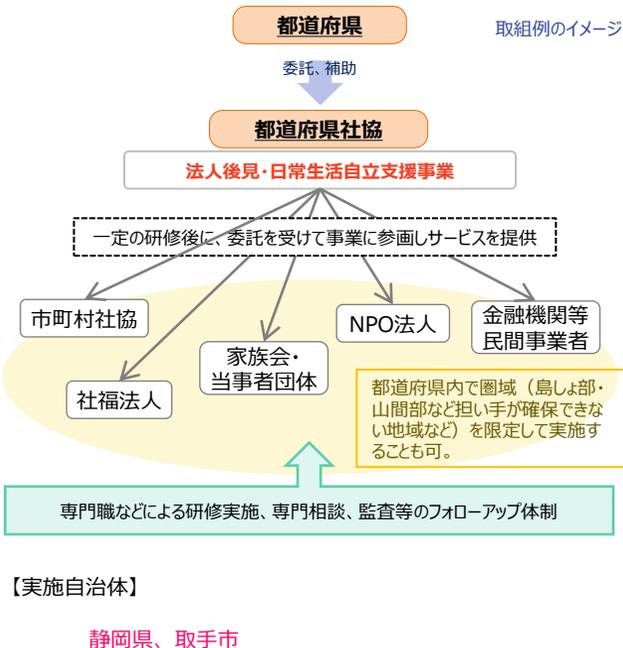
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基準額＞ 1自治体あたり 5,000千円
＜補助率＞ 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

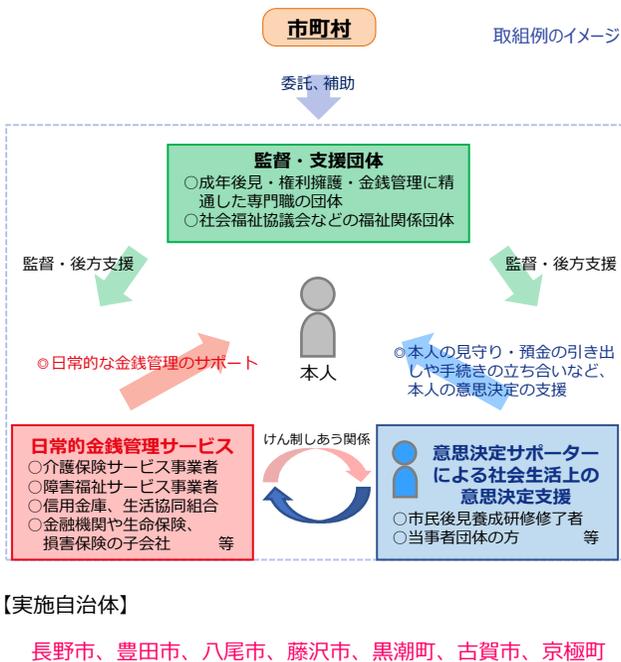
権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた**新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。**



② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

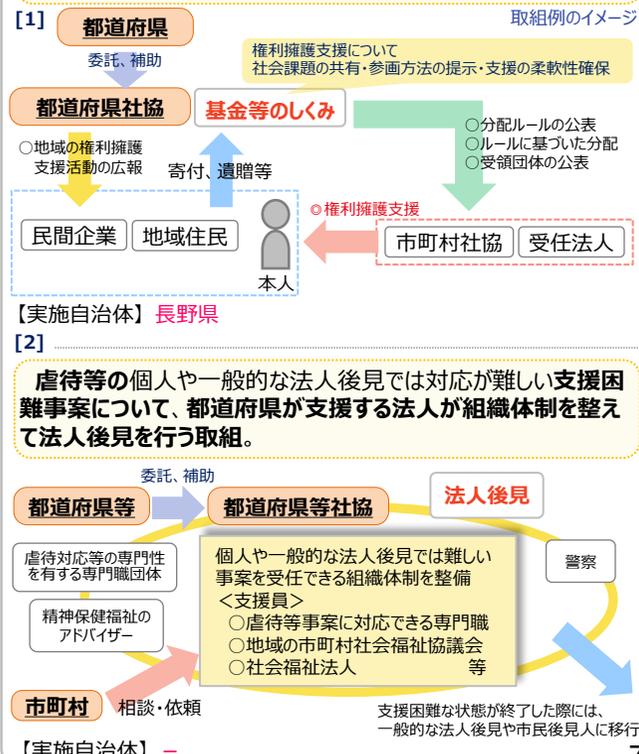
市町村の関与の下で**意思決定サポーターによる意思決定支援**によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、**日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。**

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に**司法による権利擁護支援を身近なものとする方策**についても検討



③ [1] 寄付等の活用や、[2] 虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、**公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組**



「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施拡大に向けた

- ① 地域巡回自治体セミナー及び包括・虐待防止担当者向け説明会、
- ② 実施自治体等連絡会、③ 個別相談対応の実施

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、①権利擁護支援の必要性とモデル事業の内容を広く周知するための「地域巡回自治体セミナー」及び「包括・虐待防止担当者向け説明会」（参加者総数約2,160名）、②モデル事業実施自治体間での情報共有とモデル事業に関心のある自治体の情報収集のための「実施自治体等連絡会」、③モデル事業に関心のある自治体の検討を後押しする「個別相談対応」を実施。

◆ 地域巡回自治体セミナー 及び 包括・虐待防止担当者向け説明会

【会場・開催日・参加者等】

種別	会場	開催日	参加者数
地域巡回自治体セミナー	①大阪会場	令和4年 7月13日(水)	50名
	②東京会場+オンライン配信	7月22日(金)	約1,000名
	③福岡会場	8月12日(金)	32名
	④名古屋会場	8月18日(木)	48名
	⑤仙台会場	8月24日(水)	30名
包括等説明会	オンラインZOOM ※各回500名まで参加可	9月9日(金)・9月13日(火)	約1,000名

【プログラム】

時間	内容 ※包括等説明会の内容は、行政説明②と講演のみ
13:00~13:40	厚生労働省：行政説明① ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の考え方 ・ 中核機関整備の必要性とその進め方 ・ 都道府県協議会設置の必要性とその進め方
13:40~14:10	厚生労働省：行政説明② ・ 総合的な権利擁護支援策を充実する必要性とモデル事業の概要
14:25~14:55	講演：NPO法人東濃成年後見センター 副理事長 熊田均氏 ・ 身寄りのない方への支援と注意すべき観点
14:55~15:55	実践報告：中核機関の整備の進め方と具体的な取り組み方
15:55~16:30	意見交換・質疑応答など

◆ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等連絡会

- 【目的】モデル事業の円滑な推進に向けて、自治体間の情報交換・共有を行うこと。
- 【内容】取組状況の共有、自治体間での意見交換など
- 【対象】モデル事業実施自治体、モデル事業に関心のある自治体等
- 【開催】毎月第3金曜日10時～（ZOOMで実施）
- 【参加】厚労省 成年後見制度利用促進室に、直接お問い合わせ。



※ 情報収集のための傍聴だけでも御参加いただけます。

あなたのまちの解決に向けて、
あなたのまちに合った形で、
モデル事業を一緒に考えましょう！

まずは、様子を見るだけ、話を聞く
だけでも参加できますので、お気軽
に御参加ください。



◆ 関心自治体への個別相談

- 【目的】モデル事業の実施に向けて、自治体への支援・助言を行うこと。
- 【内容】実施スキームの相談、留意事項の確認、補助金の内容など
- 【対象】モデル事業に関心のある自治体等
- 【開催】ZOOMにて随時対応（個別調整）
- 【参加】厚労省 成年後見制度利用促進室に、窓口設置。